

令和7年度鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止プログラムについて

鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下、「基本計画」という。）第10に基づき、いじめが学生の心身に及ぼす影響を鑑み、いじめの問題に関する学生の理解を深め、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を醸成するため、次のとおり、「鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止プログラム（以下、「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、実施する。

1. 年間スケジュールについて

月	実施事項	取組方法
4月～ 5月	(1)基本計画及びいじめ防止プログラムを学生、保護者及び教職員へ周知	(1)周知方法（HP掲載） 学 生：学生便覧，Teams 周知 保護者：学生便覧周知 教職員：教職員会議
5月	(2)いじめ防止等対策委員会 ¹	
6月	(3)いじめ防止月間 ・体罰・いじめ・ハラスメントの実態把握調査（調査①） ・理解度テスト実施 ・いじめ防止啓発ポスター掲示	(3)「いじめ防止月間」として、「いじめ等実態把握調査」の実施及びいじめ問題に関する学生・職員の理解を深めるための「理解度テスト」を実施。「実態把握調査」の結果に基づき、いじめの有無等の確認を行い、必要に応じて学生主事により面談を行う。
7月	(4)いじめ防止等対策委員会	
9月	(5)学生・保護者面談 (6)いじめ防止等対策委員会	(5)担任により、学生・保護者と面談し、いじめの有無等を確認する。（全員対象では無い。）
10月	(7)高専生活に関するアンケート（調査②）	(7)アンケート結果に基づき、いじめの有無等の確認を行い、必要に応じて、カウンセラー，教職員により面談を行う。
11月	(8)いじめ防止月間 ・体罰・いじめ・ハラスメントの実態把握調査（調査③） ・理解度テスト実施 ・いじめ防止啓発ポスター掲示 (9)いじめ防止等対策委員会	(8)「いじめ防止月間」として、「いじめ等実態把握調査」の実施及びいじめ問題に関する学生・職員の理解を深めるための「理解度テスト」を実施。「実態把握調査」の結果に基づき、いじめの有無等の確認を行い、必要に応じて学生主事により面談を行う。
1月	(10)いじめ防止等対策委員会	
2月	(11)いじめ実態いじめ防止プログラムアンケート等実施（調査④）	(11)いじめ防止プログラムで実施した事項等について調査及びいじめ等実態把握調査を行う。
3月	(12)運営諮問会議 (13)いじめ防止等対策委員会	(12)外部の有識者で構成される運営諮問会議において、いじめ防止プログラムの内容を説明し、連携協力体制を築いていく。 (13)(11)の調査に基づき評価を行い、基本計画の修正の検討、次年度いじめ防止プログラムの年度計画の策定に向け改善を行う。改善の措置はインターネット等により公表する。

¹ いじめ防止等対策委員会：原則、奇数月に開催し、学生の視点・立場において、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等のため啓発・防止について検討する。また、各種調査の分析を行う。ただし、本会議規程第8条に規定する事項が発生した場合は、速やかに開催する。